

知らないからこそ話し合おう！ #3

「基本的人権」のこと



CrimelInfo

知らないからこそ話し合おう！ #03

「基本的人権」のこと

人間である以上、そして、ただ「人間である」というそれだけの理由で、一人の例外もなく誰もが生まれながらに当然にもつ「権利」、それが「人権」です。「人権」という考え方は、ヨーロッパにおいて生み出され、発展しました。そして、日本においては、第二次大戦に敗れた後、日本国憲法の制定によってようやく「人権（基本的人権）」という考え方が本格的にもたらされるようになりました。つまり、**人権概念は、生成と発展の（大部分の）過程を経ずに日本に持ち込まれたわけですが、歴史的な文脈を抜きにして人権を十分に理解することはできません**（アクティビティ2参照）¹。ここに、「人権」を学ぶうえでの難関のひとつがあります。

もうひとつの、おそらく、より大きなハードルは、「**国民が一般にイメージする『人権』と憲法研究者が認識する『人権』にはギャップがみられる**」²ということです。憲法研究者（及び大学等で憲法学を学んだ人々）にとって、人権とは、まずもって**国家権力**による侵害・制約から守られるべきものであるのに対し、一般的に学校での「人権教育」においては、人権とは**私人**による侵害から守られるべきことが想定されています。こうしたギャップが生まれるうえで影響を与えたものとして、故・吉田俊弘氏は、1969(昭和44)年版の中学校社会科学学習指導要領と指導書を挙げます。すなわち同指導書は「『政治権力から自由・権利を守る』という面は大切であると述べながらも、私人相互間の人権という観点をこれまで以上に重視して『いやしくも自己の権利を濫用して他人の権利を侵すようなことがあってはならない』(339頁)ことを戒めているのである」と。

1 より詳細には、CrimeInfo ビデオライブラリー「人権という考え方—過去、現在、そして未来（山元一氏）」(<https://www.crimeinfo.jp/seek-the-death-penalty/civideolibrary/>) および山元『人権の発展と憲法—過去、現在、そして未来』（信山社、2026）を参照されたい。

2 吉田俊弘＝横大道聡「探求する憲法—問いから始める道案内 第14回 人権をどう教えるのか」法学教室 464号 57頁〔吉田俊弘〕。

こうした考え方を基礎に「『自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方』として理解すべきである」（人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）という考え方が展開され、そうであるからこそ、**日本の人権教育においては『思いやり』『やさしさ』といった心構えの問題として人権を捉える傾向**³が生じている、というのです。

加えて、憲法に明文規定のない「新しい人権」とよばれるものが認識されるようになったり、国家（公権力）以外のアクターが行う人権侵害行為が問題となったり、さらには国際法によって人権の保障が試みられたりするようになるなど、人権の内容が豊富化・複雑化すると同時に、人権保障が問題となる局面も格段に広がりました。**こうした事態は、上記の「人権の共存の考え方」の定着を、より促進する方向で機能するとともに、ただでさえ難しい「人権」に対する理解を、ますます困難にしています。**

こうした現状を踏まえ、**この教材では、人権思想が生まれた歴史的な経緯を大まかに把握し、いわば「人権」の出発点である自由権（国家からの自由）について、「人身の自由」を軸として理解して頂くことに主眼をおきました。**自由権のなかでも、財産権などの経済的自由権や、表現の自由などの精神的自由権と異なり、刑事手続における人身の自由は、ややとつきにくいかもしれません。しかし、最近の日本で実際に起きた、「大川原化工機事件」（アクティビティ1・4参照）などの冤罪事例を通して、**人身の自由が、私たちひとりひとりにとってどれだけ大切なものであるかを実感して頂けると**と思います。そのうえで、「人権の共存の考え方」にとどまらない**人権の出発点**についての理解を、あらためて深めて頂ければ幸いです。

CrimeInfo 代表 田鎖麻衣子

3 吉田＝横大道・前掲注2) 58－60頁〔吉田俊弘〕。なお、阿久澤麻理子『『日本型』人権教育を再考する』連合総研レポート DIO 37 巻 11 号 (2024) (https://www.jstage.jst.go.jp/article/rengosokendio/37/11/37_19/_pdf/-char/ja 最終アクセス：2026年4月18日) も参照されたい。

もくじ

はじめに	03
使い方・すすめ方	05
アクティビティ1 導入 「大川原化工機事件」の事例を読む	08
アクティビティ2 用語と流れの整理 逮捕されたらどうなる?	12
アクティビティ3 絵カード文合わせ 国家からの自由～基本的人権の出発点	17
アクティビティ4 他の事例から	22
国家からの自由が問題となる場面、刑事司法に関わる人権について知る	
ふりかえり	29
参考資料	31

CrimelInfo について

CrimelInfo は 2017 年、欧州委員会からの助成を受けたプロジェクトとして発足しました。2018 年には、法務省矯正局と各刑事施設の全面的な協力により、東京工芸大学芸術学部写真学科の学生 6 名が刑務所・拘置所を写真撮影する企画を実現。その成果としての写真展を、オランダ大使館からの助成も得て、日比谷図書文化館、東京工芸大学、弁護士会館（東京・霞ヶ関）、一橋大学、龍谷大学で開催しました。また同年 4 月には、ウェブサイト「CrimelInfo」を開設し、以後、プロジェクト母体から独立した活動を開始しました。2019 年 6 月、「特定非営利活動法人 CrimelInfo」を設立。ウェブサイトでは、日本の死刑に関する統計資料、刑事司法の諸問題に取り組んだ論文・エッセイ集、死刑をめぐる映像ドキュメンタリーなどの情報を提供し、刑事司法への市民の理解を高め、市民社会による諸問題への取り組みを促進することを目指して活動しています。

代表・田鎖麻衣子（東京経済大学教授）、副代表・風間勇助（奈良県立大学専任講師）。



<https://www.crimelinfo.jp/>



使い方・すすめ方

■ 構成

- ・ 本教材には 4 つのアクティビティとふりかえりが収められています。
- ・ それぞれ単体でも使えますが、アクティビティ 1 から実施するとより理解が深まります。
- ・ 学習者に合わせて、所要時間や組み合わせなどを適宜考慮してください。

■ ねらい

1. 人権思想がどのように生まれたのか歴史を振り返りつつ、基本的人権の出発点である「国家からの自由」について理解する。
2. 「国家からの自由」として重要な「人身の自由」について考える。

■ 対象と人数

- ・ 中学生以上（教員が授業で使うことを想定しています）
- ・ 15 名～40 名程度

■ 活用の場面例

社会科に加え、総合的な学習／探究の時間や、現代的な諸課題、主権者教育、国際理解・比較文化、時事としてホームルーム活動などの時事、人権週間（12 月 4 日～10 日）、キャリア・進路指導、各教科で適宜活用できます。

■ 教科書との対応

中学校：社会科（公民的分野）

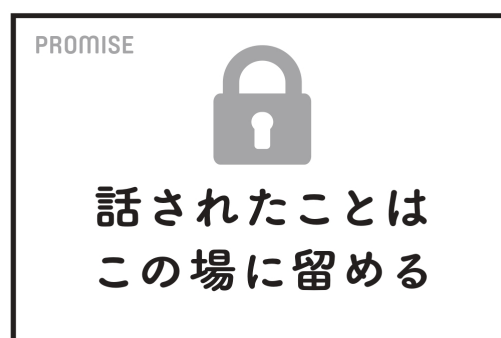
分野 (大項目・中項目)	学習指導要領の内容	本教材	教材での扱い・ねらい
公民的分野 C (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則	個人の尊厳、基本的人権、法の支配・立憲主義の意義、日本国憲法の基本的原則	アクティビティ 3 4	「国家からの自由」としての基本的人権（人身の自由）の意義を理解し、立憲主義に基づき国家権力を法で縛る必要性を学ぶ。
公民的分野 C (2) 民主政治と政治参加	公正な裁判の保障、裁判員制度の意義、司法権の独立	アクティビティ 1 2 4	逮捕から起訴までの刑事手続や勾留・保釈の仕組みを理解する。「大川原化工機事件」等の事例を通じ、司法制度の課題について考える。
公民的分野 A (2) 現代社会を捉える枠組み	対立と合意、効率と公正などの概念的枠組み	アクティビティ 2 4	身体拘束の要件（証拠隠滅や逃亡の防止）を、「公正」や「個人の尊重」の視点から多面的・多角的に考える。
歴史的分野 C (1) 近代の日本と世界	市民革命と人権思想の広がり、民主政治の来歴	アクティビティ 3	マグナ・カルタから近代市民革命、自然権思想の誕生に至る人権の歴史的経緯を整理し、自由権の成立過程を理解する。

高等学校：公民科（公共、政治・経済）

分野 (大項目・中項目)	学習指導要領の内容	本教材	教材での扱い・ねらい
公共 A (3) 公共的な空間における基本的原理	人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務などの基本的原理の理解	アクティビティ 3 4	「国家からの自由」としての基本的人権の歴史的成立過程を学び、国家権力を法で拘束する立憲主義・法の支配の本質について考える。
公共 B (1) 主として法に関わる事項	法や規範の意義、司法参加（裁判員制度）の意義。憲法の下、適正な手続き（デュー・プロセス）に則り権利や自由が保障される仕組みの理解	アクティビティ 1 2 4	逮捕・勾留から起訴に至る刑事手続を学び、大川原化工機事件等の事例から、身体拘束が権利に与える重大な影響について考える。
公共 A (2) 人間としての在り方生き方	幸福、正義、公正などに着目し、他者と協働する倫理的主体として判断するための手掛かり（義務論・功利主義等）の習得	アクティビティ 4	逃亡や証拠隠滅の防止という目的と、個人の身体的自由の保障を、「正義」や「公正」の視点から多面的・多角的にとらえて考える。
政治・経済 A (1) 現代日本の政治・経済	基本的人権の保障と法の支配、日本国憲法と現代政治の関連、権利と義務の関係	アクティビティ 3 4	人権が国家権力による侵害から守られるべきものであるという原点を再確認し、現代日本における人身の自由の保障と司法のチェック機能の現状を批判的に考える。

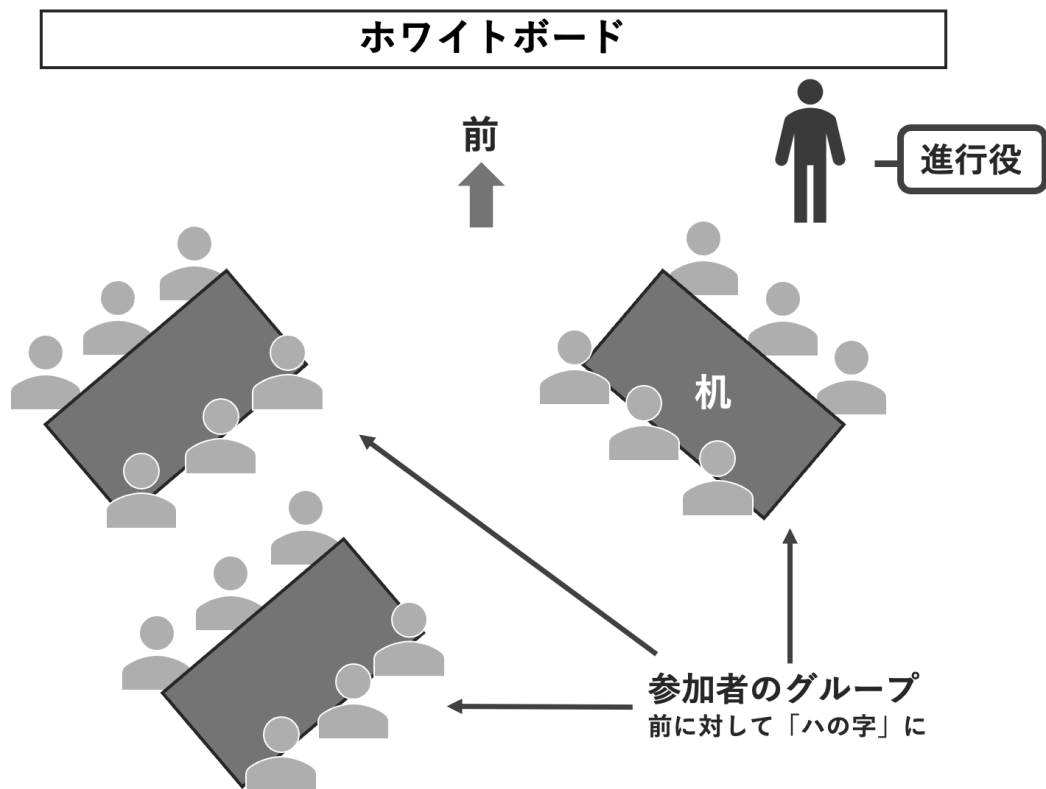
■ 参加のルール

適宜拡大して見える位置に貼りだします。



■ 教室のレイアウトについて

教室の中は、全員が前を向く「講座形式」ではなく、机を囲んでグループワークができる形（下図参照）にレイアウトしてください。



国家や地方公共団体といった「公権力」によって個人の自由が奪われるとは、どういうことでしょうか。「大川原化工機事件」の事例では、犯罪にあたることは何もしていないにもかかわらず、3人の市民が1年近くに及び勾留され、そのうち1人は勾留の執行停止後に間もなく亡くなってしまいました。一般市民が予期せず刑事手続に巻き込まれ、会社の経営状態も人生も一変してしまう場合があることを知り、後続のアクティビティを進めるうえでの導入として考えていきましょう。

ねらい

- ・ 学習の導入として、参加者の関心を高める。
- ・ 参加者同士の持っている価値観や情報を共有する。
- ・ 刑事手続上で実際に何が起きうるか、特に身体拘束について知る。

形態 4～5人のグループ

準備するもの 事例1、ワークシート①

所要時間 45分程度

進め方

所用時間	内 容	使うもの
(1) 導入・参加の ルールの確認 【5分】	・ ファシリテーターは、「大川原化工機事件といわれるケースがあり、犯罪になることは何もしていなかったにもかかわらず、3人が1年間に及び勾留され、その間に1人はがんで亡くなってしまった事件について、読んでみます」と伝える。	参加のルール
(2) 個人作業 【5分】	・ 事例1とワークシート①を1人1枚配付する。 ・ 事例を読んだらワークシートに記入する。	事例1、 ワークシート①
(3) グループワーク 【15分】	・ グループでワークシート①に記入したことを共有する。 ・ 参加のルールを確認したうえで、感じたことを率直に共有するように促す。	
(4) 全体共有 【10分】	・ グループで出された意見などを全体で共有する。 ・ ファシリテーターは、必要に応じて「解説」を用いた説明をする。	アクティビティ2 の解説 ⇒ P.14～
(5) ふりかえり 【10分】	・ グループで改めて気づいたことや感じたこと、もっと知りたいことを共有する。	

事例 1 大川原化工機事件

横浜市にある中小企業の大川原化工機株式会社では、「噴霧（ふんむ）乾燥機」という、インスタントコーヒーのような食料品や医薬品などの製造に使う機械を造り、輸出していました。この機械について、警察が「軍事用に使える可能性があるため輸出には国の許可が必要なのに、無許可で輸出した」と判断し、2020年3月、社長を含む会社の幹部3人が逮捕されました。

3人の弁護人¹は、噴霧乾燥機が軍事転用できるものではないことを明らかにするため、会社の従業員と実験を繰り返しました。他方、検察官²は、警察に十分な捜査を指示することもないまま3人に対して公訴を提起（起訴）³しました。

しかし、実際のところ、噴霧乾燥機は、その性能上、軍事転用できないものだったのです。弁護側は、起訴後も、機械が軍事転用できないことを示す実験を重ねました。最終的に、検察官は、3人に対する刑事裁判の審理が始まる直前になってようやく、確認のための実験を行い、弁護側の実験結果が正しいことを認めざるを得なくなったのです。

検察官は、3人に対する公訴を取り消し、裁判は開かれなかったことになりました。

この間、逮捕されてからおよそ11か月もの長期にわたり、社長たちは、勾留⁴（身体を拘束されること）されました。そのうえ、裁判官は接見禁止⁵を決定し、3人が、弁護人以外の人との面会や手紙のやりとりをできないようにしました。

3人のうちの1人である、相嶋 静夫（あいしま しずお）さん（当時72歳、技術部門トップ）は、勾留中にがんが見つかりましたが、必要な治療を受けることができず、ようやく勾留の執行が停止された3か月後に亡くなりました。

3人ともごく一般的な中小企業の幹部でしたが、会社も、1人ひとりも、その家族の人生も、一変してしまいました。

1 **弁護人**：被疑者・被告人（アクティビティ2の解説参照）が、刑事手続における権利を実際に行使し、自らを守ることができるよう援助する人。弁護人は、原則として法律の専門家である弁護士の中から選任される。

2 **検察官**：警察と並ぶ捜査機関であり、捜査の結果、国を代表して被疑者に対し公訴の提起（起訴）を行うかどうかを決める権限をもつ。

3 **公訴の提起（起訴）**：検察官が、被疑者が犯したと疑う事件について、裁判所に対し、審理を行い、有罪であれば刑を科すように求めること。起訴されると、被疑者は「被告人」という身分になる。

4 **勾留**：勾留には、起訴前の被疑者の勾留と、起訴後の被告人の勾留とがある。被疑者の勾留は、逮捕された被疑者をさらに継続して拘束する理由と必要がある場合に、検察官の請求に基づいて、裁判官が発する令状（勾留状）によって行う身体拘束をいう。したがって当然ながら、勾留は刑罰（刑）ではない。これに対して、「拘留」とは刑の一種であり、1日以上30日未満の期間、受刑者を刑事施設に拘置する。

5 **接見禁止**：裁判官は、被疑者が逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、被疑者と弁護人以外の人との接見や書類・物の授受を禁止することができる。

ワークシート①

名前（ ）

1) 印象に残ったことはなんですか？

2) 疑問に思ったことはなんですか？

3) グループで上記について共有してみて、改めて思ったことなどを書いてみてください

MEMO

犯罪をしたと疑いをかけられている人（被疑者）が逮捕されるまで、そして、逮捕されてから起訴され、有罪か無罪かの判決がなされるまでにはさまざまなプロセスがあります。しかし、私たちはこの刑事手続のプロセスをよく知らずにいます。そこで、このプロセスについて考えながら、同時にキーワードを整理していき、知識を深めましょう。

ねらい

- ・ アクティビティ 1 の大川原化工機事件で取り上げた、刑事手続における、逮捕から起訴までの流れを理解する。
- ・ 逮捕から起訴されるまでの手続やその理由について知る。

形態 4～5 人のグループ

準備するもの A3 に拡大し一枚ずつに切り分けたカード②のセット（グループ分）

所要時間 45 分程度

進め方

所要時間	内 容	使うもの
(1) 導入・参加のルール の確認 【5 分】	・ ファシリテーターは、「大川原化工機事件でおきたことについて、逮捕されてから起訴されるまで流れを整理するため、カードを使ったアクティビティをします」と伝え、カードを配付する。	参加のルール
(2) グループ作業 【10 分】	・ グループで相談しながら、カードを順番に並べる。 ※言葉の意味が分からない場合は、その用語に○をつけたり、相談しながら吟味するように促す。	カード①
(3) 全体共有 【10 分】	・ どのような順番にしたのか、理由とともに複数のグループから全体に共有する ・ ファシリテーターは、順番と各用語について「解説」を用いた説明をする	解説
(4) ふりかえり 【10 分】	・ グループで改めて気づいたことや感じたことを、もっと知りたいことを共有する。	

カード①

※イラストには AI 生成画像（加工を含む）を使用しています。

A 捜査の開始



A 「犯罪があったのでは？」と考えられる場合に捜査が始まる。警察は捜査を担うメインの機関。検察官は、必要に応じ警察の捜査を補充・補正して、最終的に**起訴**するかどうかの判断をするほか、検察独自の捜査を行うこともある。捜査により、犯罪をしたと疑われる人すなわち**被疑者**を特定する。

B 被疑者の釈放または勾留請求



B 検察官は、被疑者を留め置く必要がなければ直ちに釈放し、留め置く必要があると判断するときは送致から 24 時間以内、かつ、身体拘束のときから 72 時間以内に、裁判官に対し、被疑者の勾留を請求しなければならない。

C 勾留



C 裁判官が勾留状を発すると、被疑者は勾留請求の日から 10 日間、勾留される。

D 勾留の裁判



D 捜査機関から独立した法律専門家である裁判官は、事件について被疑者に質問（勾留質問）を行ったうえで資料を検討し、勾留を認める条件が備わっているかどうかを判断する。

E 勾留期間の延長



E 検察官から勾留期間の延長請求があると、裁判官は延長すべき「やむを得ない事由がある」かを審査し、「ある」と判断すれば 10 日以内の範囲で延長することができる。

F 検察官への送致



F 逮捕された被疑者は、身体を拘束された時から 48 時間以内に検察官に送致されなければならない。

G 逮捕状の執行



G 裁判官が審査のうえで逮捕状を発すると、その逮捕状を執行して逮捕を行う。もっとも、現行犯逮捕のように例外的に令状なしに逮捕できる場合があることを、日本国憲法は認めている。

H 逮捕状の請求と審査



H 被疑者の逮捕や、人の住居に強制的に立ち入っての搜索などは、「逮捕状」「搜索差押許可状」のように、裁判官が審査のうえで発する**令状**がなければ行うことができないのが原則（令状主義）。

I 起訴するかどうかの判断



I 検察官は、勾留期間内に被疑者を起訴（裁判所に対し、被疑者が犯したと疑う事件について審理し、有罪であれば刑を科すよう求めること）するかどうかを決める。起訴しないのであれば被疑者をただちに釈放しなければならない。

【回答：正しい順番】

① A 捜査の開始 → ② H 逮捕状の請求と審査 → ③ G 逮捕状の執行 → ④ F 検察官への送致
→ ⑤ B 被疑者の釈放または勾留請求 → ⑥ D 勾留の裁判 → ⑦ C 勾留 → ⑧ E 勾留期間の延長
→ ⑨ I 起訴するかどうかの判断

【解説】被疑者の身体拘束の概要

A 捜査の開始、H 逮捕状の請求と審査、G 逮捕状の執行

犯罪が行われたと考えられると、捜査が開始されます。捜査機関によって、犯罪をしたと疑われる人、すなわち被疑者が特定されると、被疑者は逮捕されるのが原則のように思われるかもしれませんが、実際には、逮捕されない被疑者のほうが多いのです。2024（令和6）年に逮捕された人は、被疑者全体の3分の1強（34.6%）にすぎません（令和7年版犯罪白書 2-2-3-1 図より）。被疑者の身体拘束をすることは、決して「当たり前」「原則」ではないのです。なお、日本も批准する「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の9条3項は、裁判に付される者を抑留することが原則であってはならないと規定しています。



逮捕は人の身体を自由を奪う重大な処分ですから、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があるときに、裁判官が審査のうえで発付した令状に基づいて行われるのが原則です（刑事訴訟法199条1項。なお、現行犯逮捕は令状不要（同法213条）、緊急逮捕（死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し逮捕状を請求できないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる）は事後に令状を必要とします（同法210条）。「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があっても、被疑者の年齢・境遇、犯罪の軽重・態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ、罪証を隠滅するおそれがないなど、明らかに逮捕の必要がない場合には、逮捕状を発することはできません（同法199条2項、刑事訴訟規則143条の3）。なお、逮捕状を執行するときは、原則として被疑者に逮捕状を呈示しなければなりません（同法201条1項）。



F 検察官への送致

上記の例のように、主として警察が捜査にあたる一般的な事件においては、裁判官が発付した令状である逮捕状を警察官が執行して被疑者を逮捕します。そのうえで、被疑者に対して、犯罪事実の要旨と、弁護人を選任できることを伝え、弁解の機会を与えます。そして、さらに被疑者の身体拘束を続ける（この段階、すなわち逮捕に続く身体拘束を「留置」といいます）必要がないと判断すればただちに被疑者を釈放し、留置の必要があると判断した場合には、被疑者が身体を拘束されたときから48時間以内に、書類・証拠物と一緒に被疑者を検察官に送致しなければなりません（同法203条1項）。



B 被疑者の釈放または勾留請求

送致を受けた検察官も、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要がないと判断すればただちに被疑者を釈放し、留置の必要があると判断すると、被疑者の送致を受けたときから24時間以内（かつ、最初の身体拘束から72時間以内）に、裁判官に被疑者の勾留を請求しなければなりません（同法205条1項・2項）。この時間制限内に勾留の請求をしない場合には、ただちに被疑者を釈放しなければなりません（同条4項）。実際には、ほとんどのケースで勾留請求がなされており、2024（令和6）年の勾留請求率は94.8%でした（令和7年版犯罪白書2-2-3-1図より）。



D 勾留の裁判

勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者を勾留できる要件があるかどうかを審査します。すなわち、

1. 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある
 2. 次の①～③の条件のうち少なくとも一つに該当する：
 - ①被疑者に定まった住居がない
 - ②被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある
 - ③被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある
- （同法207条1項、60条1項）



1と2の要件は、いずれも充たす必要があり、要件を充たさなければ、勾留の請求を却下しなければなりません。この場合、被疑者は釈放されます。ただし、勾留請求が却下されることはほとんどなく、2024（令和6）年の勾留請求却下率は4.8%でした（令和7年版犯罪白書2-2-3-1図より）。

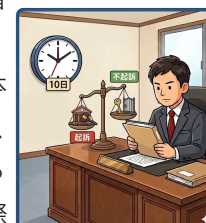
C 勾留、E 勾留期間の延長

被疑者の勾留の期間は、勾留の請求がなされた日から10日間です（同法208条1項）。しかし、裁判官は、「やむを得ない」理由があると判断するときは、検察官の請求によって、さらに10日間まで勾留の期間を延長できます（なお、内乱や外患の罪などごく限られた事件については、さらに5日まで延長が可能です（同法208条の2）。つまり、警察による逮捕の場合、いちばん初めの身体拘束から計算すると、48時間+24時間+10日+10日で、1つの事件につき最長23日間まで、身体拘束がなされ得ることになります。この期間内に、検察官は、公訴を提起するか（起訴するか）否かを判断し、起訴しない場合には被疑者を釈放しなければなりません。なお、実務では、起訴するか否かの処分を決めないまま、すなわち「処分保留」で釈放するということが多くあります。被疑者が身体を拘束されていない状態（これを実務では「在宅」といいます）では、上記のような時間的制約のないまま捜査を進め、最終的に起訴するかどうかを決定します。そのほか、被疑者をいったん処分保留で釈放したのち、別の事件で逮捕する、ということも行われます（⇒P.16「アクティビティ2の補足解説」）。



I 起訴するかどうかの判断

勾留中の被疑者が起訴されると、「被告人」という身分になります。この場合、被疑者の勾留は特別な手続を経ることなく、被告人の勾留へと切り替わり、引き続き勾留されます。もっとも、起訴されて被告人となると、「保釈」といって、保証金を納めることを条件に身体拘束を解かれる制度を利用することができるようになります（同法88条以下）。逆にいうと、起訴前の被疑者は、保釈制度の対象外なのです（同法207条1項ただし書）。被疑者であっても「勾留の取消し」や「勾留の執行停止」という制度を利用することはできますが、実際に勾留の取消しや執行停止が認められることはほとんどありません。



【アクティビティ2の補足解説】

- ・ 大川原加工機事件では、1回目の逮捕・勾留・起訴のあと、起訴後勾留中に2回目の逮捕・勾留・起訴がなされました。起訴後、なんども保釈請求が行われましたが、検察官が保釈に反対し続け、裁判官も保釈を認めようとしませんでした。
- ・ 相嶋さんは東京拘置所での勾留中、体調が著しく悪化し、がんであることが判明しましたが、それでも裁判所は相嶋さんの保釈請求を5回にわたり却下し続け、その後ようやく、15日間という期間を限定して勾留の執行を停止しました。その後、執行停止期間が延長されていきましたが、その間も、裁判所は6回目、7回目の保釈請求を却下しました。そしてついに相嶋さんは、8回目の保釈請求の結論が出ないうちに亡くなってしまったのです。その後、相嶋さんの遺族は、保釈請求を却下した裁判官のほか、逮捕状、勾留状を発付した裁判官ら、合計37人の裁判官による判断が違法であったとして、国家賠償請求訴訟を提起しました（この訴訟については、公共訴訟支援サイト CALL4 の下記ページで資料に接することができます：<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000173>）。
- ・ 大川原加工機事件のように、被告人が起訴された事実について争うと、検察官は、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」として、保釈に反対するのが一般的です。このため、身体拘束から解放されるために、意に反して事実を認める被告人が後を絶ちません。このような実情は「人質司法」と呼ばれ、国際的にも批判されています。2024年には、「人質司法」の違憲性を正面から問う国家賠償請求訴訟も提起されました（この訴訟の弁護団が運営するウェブサイトから情報を入手することができます：<https://proof-of-humanity.jp/>）。
- ・ なお、社長ら2人は6回目の請求で、相嶋さんが亡くなる僅か2日前にようやく保釈されました。しかし、保釈の条件として相嶋さんとの接触が禁じられていたため、相嶋さんを見舞うことはできなかったのです。
- ・ 裁判官・裁判所は、勾留されている被疑者・被告人が逃亡しあるいは罪証を隠滅するおそれがあると考えたと、弁護人以外の人との面会を禁止したり、手紙などのやりとりを禁止したりする措置をとることができます。仮に接見等の禁止がなされず、あるいは禁止が一部解除されて家族・友人に会うことができても、一般的に面会時間は短く、5分にまで制限されることも可能になっています（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則73条ただし書）。また、職員が弁護人等以外の人との面会に立ち会ってメモをとること（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律116条1項）、手紙の内容を検査することが認められています（同法135条1項）。
- ・ 大川原加工機事件の経緯については下記の日本弁護士連合会（日弁連）のウェブサイトを参照：
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/falseaccusation/case4.html>

（上記各ウェブサイトはいずれも2026年7月31日最終アクセス）

コラム

少年の場合はどうなる？

民法上は年齢が満18歳で「成年」（すなわち大人）と扱われるようになりますが、少年法は満20歳で「成人」（すなわち大人）とし、20歳未満を「少年」としています（少年のうち、18歳・19歳はとくに「特定少年」と呼ばれ、17歳以下の少年と取り扱いを異にすることがあります）。少年の健全な育成を理念とする少年法のもと、少年の刑事事件は、すべて家庭裁判所に送られます。家庭裁判所での調査、審判により「非行」と認められた少年は、「刑罰」ではなく「保護処分」の対象となります。「保護」という言葉から、少年を「甘やかす」のが少年法だという誤解がしばしばみられますが、そうではありません。少年は成人と比べ未成熟で可塑性に富むことから、刑罰ではなく、「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」という教育的な働きかけを行うのです。仮に少年の行ったことが軽微（たとえば、少額被害の万引き）であったとしても、あるいは、現時点では「犯罪」や「刑罰法令に触れる行為」がなく、将来的に罪を犯し法に触れるおそれがあるにとどまる場合であったとしても（これを「虞（ぐ）犯」といいます）、少年院に収容される可能性もあるのです。なお、拘禁刑以上の刑にあたる罪の事件について、調査の結果、保護処分ではなく刑事処分が相当と認める場合、家庭裁判所は事件を検察官に送致します。この場合は、原則として成人と同様に地方裁判所への起訴がなされます。

「基本的人権」の概念が誕生した経緯について、中世の時代から、「国家からの自由」、「国家への自由」、「国家による自由」へとどのように展開していったのかを見ていきます。

ねらい

- ・「国家からの自由」を理解するために、人権という概念がなかった時代のことを知る。
- ・キーワードを通じて、なぜ「国家からの自由」という概念が誕生したのか、人権の出発点の確認と、現在に至るまでの流れを整理する。
- ・応用として、同じ時期に日本では何が起こっていたかについて知る。

形態 4～5人のグループ

準備するもの

ワークシート②を切り分けた絵カードのセット（グループ数分）、ワークシート③を切り分けたカード

所要時間 45分程度

進め方

所要時間	内 容	使うもの
(1) 導入・参加の ルールの確認 【5分】	・ファシリテーターは、参加のルールを確認の上、「基本的人権の概念の誕生とその後に至るまでの流れについて考えます」と伝え、絵カードを配付する。	参加のルール カード②、③
(2) グループ作業① 【10分】	・グループで相談しながら、絵カード②（イラスト）が、文カード③（説明文）のどの説明文と一致するか、想像しながら考える。 ※言葉の意味が分からない場合は相談しながら吟味するように促す。	
(3) グループ作業② 【10分】	・次に絵カードがどのような順番になるのか、考える。その際、理由も考えるようにする。	
(4) 全体共有 【10分】	・どのような順番にしたのか、理由とともに複数のグループから全体に共有する。 ・ファシリテーターは、順番と各用語について「解説」を用いた説明をする。	解説
(5) ふりかえり 【10分】	・グループで改めて気づいたことや感じたことを、もっと知りたいことを共有する。	

カード②イラスト

※イラストには AI 生成画像（加工を含む）を使用しています。

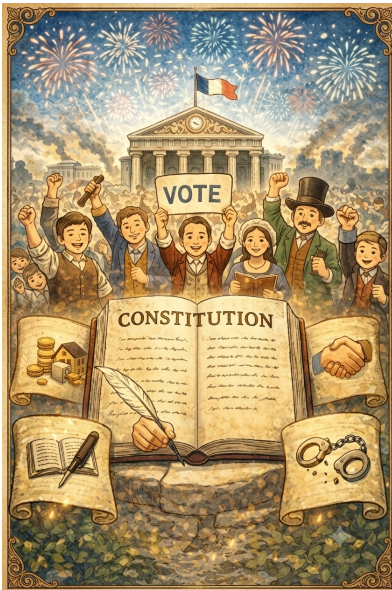
A



B



C



D



E



F



カード③説明文

①

近代市民革命が起き、財産権の不可侵や契約の自由、表現の自由や学問の自由、恣意的な逮捕や拘禁をされない人身の自由などの自由権、そして、自由権を確保するための参政権を保障し、そのための統治の仕組みについて定める憲法が制定された。

②

イングランドのジョン王は、フランスと戦争して重税を課すなど専制的な政治を行った。怒った諸侯たちは、王に、諸侯たちの既得権を認める文書に署名させ、王といえども法に従わなければならないことを認めさせた。

③

資本主義が高度化し、大きな力をもった私的団体（私人）によって、人権が侵害される事態が生じるようになり、私人による侵害に対しても、憲法を適用して人権を守る要請が生じるようになった。

④

多くの労働者らが低賃金と長時間労働に苦しみ、生きていくことすらままならない状況におかれていた。こうした社会的・経済的に弱い立場におかれた人々を守るため、国家の積極的な介入を求める社会権が登場した。

⑤

国王が諸侯の力を抑えて、自身に権力を集中させるようになった。イングランドやフランスでは、国王の権力は神から授けられたものだという王権神授説が唱えられ、国王は何でも自由に決めることができると考えられた。

⑥

人間は、国家の成立に先立って、生まれながらに権利をもち、この権利を守るために、自由で平等な個人が互いに契約を結ぶことで政治権力が樹立される、という考え方が登場し、広がっていった。

【回答】 F—②、B—⑤、E—⑥、C—①、D—④、A—③

キーワードとイラスト



F ————— ② 法の支配、立憲主義のルーツについて

イングランドのジョン王は、フランスと戦争して重税を課すなど専制的な政治を行った。怒った諸侯たちは、王に、諸侯たちの既得権を認める文書に署名させ、王といえども法に従わなければならないことを認めさせた。



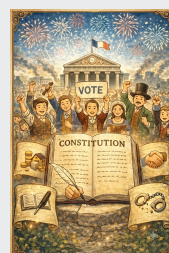
B ————— ⑤ 王への権力集中と「人の支配」

国王が諸侯の力を抑えて、自身に権力を集中させるようになった。イングランドやフランスでは、国王の権力は神から授けられたものだという王権神授説が唱えられ、国王は何でも自由に決めることができると考えられた。



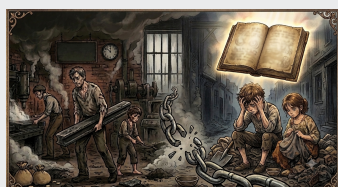
E ————— ⑥ 自然権思想の誕生と広がり

人間は、国家の成立に先立って、生まれながらに権利をもち、この権利を守るために、自由で平等な個人が互いに契約を結ぶことで政治権力が樹立される、という考え方が登場し、広がっていった。



C ————— ① 市民革命と近代市民憲法の誕生

近代市民革命が起き、財産権の不可侵や契約の自由、表現の自由や学問の自由、恣意的な逮捕や拘禁をされない人身の自由などの自由権、そして、自由権を確保するための参政権を保障し、そのための統治の仕組みについて定める憲法が制定された。



D ————— ④ 社会権の登場

多くの労働者らが低賃金と長時間労働に苦しみ、生きていくことすらままならない状況におかれていた。こうした社会的・経済的に弱い立場におかれた人々を守るため、国家の積極的な介入を求める社会権が登場した。



A ————— ③ 人権規定の私人間適用について

資本主義が高度化し、大きな力をもった私的団体（私人）によって、人権が侵害される事態が生じるようになり、私人による侵害に対しても、憲法を適用して人権を守る要請が生じるようになった。

世界の人権に関わる動き

権力を法で縛ることによって、人々の権利と自由を守ろうとする原理が「法の支配」である。したがって、「法の支配」は人権と密接に結びつき、また、「法の支配」というときの「法」は、その内容が合理的で公正なものでなければならない。貴族たちがマグナ・カルタ（1215年）でジョン王に守るよう約束させたのは貴族の既得権にとどまったが、権力を法で拘束するという考え方が明確に示された点において重要である。マグナ・カルタに列挙された項目には、不当な逮捕や拘禁の禁止も含まれていた。

権力が国王に集中して「法の支配」は後退し、王の権力は神に由来するという王権神授説がとなえられ、王は主権者として法の上に立つものとされた。フランスのボダン（1530-1596）は「法とは主権者の命令である」と述べ、王は何でも自由に決めることができると考えられた（「人の支配」）。

「自然権」の考え方を前提として社会契約説が生まれる。ロック（1632-1704）やルソー（1712-1778）の思想は、のちの近代市民革命を支えることになる。

アメリカ独立革命やフランス革命といった市民革命を経て成立した近代市民憲法は、各人の自然権を確保するため、表現の自由・人身の自由・罪刑法定主義・財産権などを明文で確認。これらの自由権（国家からの自由）を確保するためには、法律形成に国民が参加することが必要となる。そこで参政権（国家への自由）も保障することになる（ただし、当初の参政権の主体は、一定の財産を有する男性であることが前提とされた）。あわせて、自由権を確保するための受益権（請願権、裁判を受ける権利など）、法の下での平等（平等原則）も規定された。

資本主義の高度化により、労働者は長時間労働と低賃金に苦しんだが、国家は、財産権の不可侵性や契約自由の原則のもと、経済活動に介入することはなく、人々にとって自由権の保障は絵にかいた餅と同然であった。そうしたなか、社会的・経済的弱者を保護し実質的な平等を実現するために、国に一定の行為を行うことを求める「社会権」が登場。自由権とは逆に、国の介入を求める権利であるため「国家による自由」といわれる。第一次大戦に敗れた後のドイツでは1919年ワイマール憲法によって社会権を保障。

以上の歴史からも明らかなように、憲法は本来、国家（公権力）と個人との間を規律するもの。しかし、私的団体（私人）であるものの「社会的権力」というべき大きな力をもつ者による権利の侵害が問題となり、なんらかの形で憲法の規定の効力を及ぼすべきという議論が生じた。なお、日本での通説的な考え方は、民法90条のような一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈するというものである。

世界史との関連

中世ヨーロッパの形成（イギリスの憲政史）。1215年のジョン王による署名。

近世ヨーロッパの主権国家体制、絶対王政（ボダン、王権神授説）。

17～18世紀のヨーロッパの思想（啓蒙思想）。ロック、ルソーらによる社会契約説。

近代欧米社会の成立（アメリカ独立革命、フランス革命）。人権宣言の発布。

第一次世界大戦後の世界（1919年ワイマール憲法）。資本主義の変容。

公民科での「基本的人権の保障」の単元における「憲法と私人間」。
例：三菱樹脂訴訟
日産自動車男女別定年制訴訟

日本史との関連

鎌倉時代（1232年の御成敗式目との対比）。

江戸時代の始まり（1603年の幕藩体制の成立）。

江戸時代中期の文化・思想（国学）が興る。賀茂真淵（1697-1769）・本居宣長（1730-1801）など。

寛政の改革（1787-1793）。なお、大日本帝国憲法（1889）は「臣民」の「権利義務」を規定したが、「権利」は法律の範囲内で認められる（「法律の留保」）にすぎず、「人権」とは異質のものだった。

治安維持法の成立（1925）。

刑事手続における問題について事例を通じて知り、特に身体拘束の重大性について考えていきます。

ねらい

- ・ 刑事司法制度の運用を通じて、国家活動により市民の自由が侵害される場合があることを知る
- ・ 憲法が、「国家からの自由」として、罪を犯していようとしまいとすべての人に保障している「人身の自由」について知る（解説）。
- ・ 国家権力の発動が常に正しいとは限らないこと、権力の濫用や逸脱から市民の権利・自由を守るためには国家権力に対するチェックが必要なことを理解する。

形態 4～5人のグループ

準備するもの 事例2、事例3、ワークシート④

所要時間 45分程度



進め方

所要時間	内 容	備品など
(1) 導入・参加の ルールの確認 【5分】	・ ファシリテーターは、参加のルールを確認の上、「アクティビティ1で見た事例の続きを見ていきます」と伝え、一人一枚、事例2・事例3とワークシート②を配る。	参加のルール、 事例2、事例3 ワークシート②
(2) 個人・グループ 作業 【15分】	・ 事例2・事例3について、「なぜ裁判官は勾留状を発付したのか」について個人で考える。 ・ ワークシートに書いた内容をグループ共有する。	
(3) 全体共有 【15分】	・ 複数のグループから全体に共有する。 ・ ファシリテーターは、事例2・事例3の「解説」を用いた説明と続き（顛末）について伝える。	解説
(4) グループ作業 【10分】	・ 驚いたことや疑問に思うことについて付箋に書き、A3用紙に貼って、見えるようにしておく（ここでは「疑問」に対して詳細に答える必要はない）。	
(5) 全体共有と解説 【10分】	・ 事例2・事例3を通じて各グループで挙げられた「驚き」「疑問」について全体で共有する。 ・ 各グループで出された疑問が大事であることを伝える。そして、以下の点について確認する。 » 憲法が国家からの自由として、すべての人に対して保障する人身の自由があること » 刑事司法制度の運用を通じて、国家活動により市民の自由が侵害される場合があること » 冤罪だけでなく、実際に罪を犯した人にも、守られる権利がある。身体拘束は、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」があるほか、逃亡や証拠の隠滅を防止する必要がある場合でなければ許されないこと » 国家権力の発動が常に正しいとは限らないこと、市民によるチェックが必要なこと ・ 疑問を解消する／知っておくべきプロセスや権利に関する資料を紹介する。※以下は、弁護人の立場から作成されたものだという点に触れておく。 ・ [例] 日弁連 被疑者ノート（取調べの記録）（第6版補訂4版）【2024年10月補訂】 ⇒ P.31「参考資料」	

事例 2

大川原化工機事件 被疑事実を否認する社長らの取調べと身体拘束

大川原化工機の噴霧乾燥機が軍事転用可能なのではないかと考えた警察は、2017年5月頃から捜査を開始しました。2018年10月には、会社の建物や社長の自宅を搜索して、パソコンや書類、サーバーコンピュータなどを差し押さえました。それ以降、警察は、社長や従業員など50名以上の人たちから、延べ291回も事情聴取を行いました。その中で、社長や会社の幹部、従業員たちは、機械のもつ客観的な性能から軍事用としては使えないことを、繰り返し説明しました。

しかし、捜査開始から約3年後の2020年、社長ら3人は逮捕されました。

逮捕後、3人のうちの1人・島田 順司（しまだ じゅんじ）さんは、警察官にだまされて、実際には話していない内容を記載した書面に署名をさせられました。

起訴後、3人は何度も裁判所に保釈を請求しました。しかし、検察官は「罪証隠滅のおそれがある」という保釈に反対し、裁判所は保釈をなかなか認めませんでした。社長と島田さんは6回目の保釈請求がようやく認められ釈放されました。相嶋さんは、実に8回の保釈請求をしましたが、認められないまま勾留執行停止中に亡くなりました。

MEMO

事例 3 PC 遠隔操作誤認逮捕事件

X市のホームページに、何者かにより「夏休み前にY小学校に猟銃と包丁で完全武装して入り、生徒、教師を殺す」という脅迫文が書き込まれました。このため、Y小学校では、授業参観を中止し、休校措置を採らざるを得ない状況となりました。警察は、悪質な威力業務妨害事件として捜査を開始し、すぐさま、犯行に使用された際のIPアドレスからインターネットプロバイダを特定し、プロバイダに問い合わせるなどして、契約者がAさんであることを把握しました。

警察は、その日のうちにAさんに事情を聴こうとAさんの住所を訪ねたところ、そこにはAさんの息子で大学生のBさんが1人で住んでいました。Bさんは、その日、第三者が自宅を訪問したことなどはなく、Bさん以外の誰かが自宅のパソコンを使用することはなかったと述べる一方で、脅迫文の書き込みは身に覚えがないと言って、犯行を否認しました。

捜査員は、Bさんからパソコンの任意提出を受けて警察に持ち帰ることとし、また、Bさんに警察への同行を求めたところ、Bさんはこれに応じました。警察で取調べをうけたBさんは、一貫して犯行を否認し、その旨を記した上申書を作成しました。取調べが終わったあと、Bさんは帰宅しました。

警察は、その翌日からBさんのパソコンの解析を始めました。その結果、Bさんのパソコンのブラウザの履歴から、X市やY小学校のホームページのキャッシュ履歴があること、また、インターネットサービスの通信記録の中に「X市立Y小学校ホーム」という文字列があることが判明しました。そこで警察は、すぐさまBさんの家の捜索を行うことを決め、裁判官の発した捜索差押許可状をもって、Bさんの立会いのもと捜索を実施し、携帯電話機1台等を差し押さえました。その際、捜査員は、Bさん宅に無線LANの設備がないこと、Bさん宅のモデムが無線LANに対応できない機種であることを確認しました。

捜索差押の終了後、Bさんは警察への任意同行に応じました。Bさんはここでも犯行を否認しましたが、警察はBさんを威力業務妨害罪の被疑者として特定しました。そして、Bさんが犯行を否認している状況、事案の性質を考慮し、逃亡と証拠隠滅のおそれがあると考え、Bさんの逮捕状を請求し、その発付を受けて、Bさんを逮捕しました。Bさんは、逮捕後の取調べでも犯行を否認しました。その後、Bさんは検察官に送致され、検察官は、裁判官にBさんの勾留を請求しました。



⇒ P.15

被疑者の勾留がどのような場合に認められるのかについて【被疑者の身体拘束の概要】の【D 勾留の裁判】(15ページ)を参照。事例2・事例3において、勾留の要件は充たされているでしょうか？

ワークシート②

名前（ ）

事例2「大川原化工機事件 被疑事実を否認する社長らの取調べと身体拘束」

1) 警察はなぜ逮捕状を請求したのか、考えてみましょう

2) 疑問に思ったことはなんですか？

.....
事例3「PC 遠隔操作誤認逮捕事件」

1) あなたが裁判官だとして、勾留状を発付すべきかどうか、考えてみましょう

2) 疑問に思ったことはなんですか？

【解説】事例2 大川原化工機事件の続き、事例3 PC 遠隔操作誤認逮捕事件 (この項目全体につき、アクティビティ2の解説参照)

身体を拘束され移動の自由を奪われれば、内心の自由を除くすべての自由は多かれ少なかれ制限されてしまいます。何を、いつ、食べるのか、着るのか、読むのか、誰と、いつ、どのように話すのか…これらの何一つ、自分自身の判断で決めることができなくなります。**人身の自由は、人間活動の基本**です。

日本国憲法 33 条は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」ことを保障します。ここで「司法官憲」とは、裁判官のことを指します。つまり、**警察や検察などの捜査機関が「この人は犯人ではないか」と疑う相手を、自分たちだけの判断で逮捕することは許されない**のです。なぜでしょう？もし、捜査機関がみずから令状を発付することができたとしたなら、きっと、どんなに自制をしようとしても、捜査のために使い勝手の良い令状を作成してしまうでしょう。被疑者が罪を犯したかどうか証拠上はまったくわからず、「怪しい」と思われるにすぎないような段階でも、令状を出してしまうかもしれません。そんなことになれば、人々の自由が大きく侵害されてしまいます。だからこそ、**捜査機関からは独立した裁判官が、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるのかどうか、逮捕の必要があるのかどうかを審査し、ようやく令状（逮捕状）が発せられるようになっている**のです。

では、そもそも逮捕や勾留はなんのために認められるのでしょうか。もし、被疑者に逃亡のおそれや、罪証隠滅のおそれがある場合には、将来、被疑者が起訴されて被告人となった場合、その被告人を裁判所に呼んで、証拠に基づいて審理することができなくなってしまいます。そのようなことがないように、法は一定の要件を満たす場合に、やむを得ず、逮捕、そしてそれに続く勾留を認めるのです。ですから、仮に、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」があると判断されても、「明らかに逮捕の必要がない（＝逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれもない）」ときには、逮捕状の請求を却下しなければならないのです。このような場合には、被疑者を逮捕しなくても、将来の公判廷に被告人が出頭することが妨げられたりはしないからです。

もっとも、捜査機関には、被疑者の取調べをする権限が刑事訴訟法によって与えられています。逮捕・勾留された被疑者も、逮捕・勾留されている間、警察官や検察官から取調べを受けます。しかし、上記にみたとおり、逮捕や勾留は、逃亡や罪証隠滅を防止するために認められているにすぎません。これは、アクティビティ2の解説（⇒ P.14）に示したように、逮捕や勾留の要件に、「被疑者を取り調べる必要があること」が掲げられていないことからわかります。つまり、逃亡や罪証隠滅のおそれがないのに、ただ、被疑者を取り調べることを目的として、逮捕や勾留することは許されないのです。

しかし現実には、残念ながら被疑者を取調べて自白をさせる目的で逮捕し、勾留を請求したとしか思えない事例があります。大川原化工機事件や PC 遠隔操作誤認逮捕事件（事例3 参照）はその典型例といえます。



【大川原化工機事件の顛末】

起訴が取り消されたあと、会社と大川原社長、相嶋さんの遺族らは、国と東京都に対して損害賠償請求訴訟を起こしました。2025 年 5 月 28 日、東京高等裁判所は、警察による逮捕、検察官による起訴が違法であったこと、警察の取り調べに違法があったことを認め、国と都に約 1 億 5000 万円の賠償を命じ、この判決は確定しました。



【PC 遠隔操作誤認逮捕事件の顛末】

Bさんは裁判官による勾留質問でも否認しましたが、結局勾留されてしまいました。その後、少年であったBさんは家庭裁判所の審判で「非行」があったと認定され、保護処分（保護観察）を受けました（⇒ p.16 のコラム参照）。

ところがその後、真犯人が見つかり、Bさんのほかにも各地で3人の人が誤認逮捕されていたことが判明したのです。真犯人はBさんらのパソコンをウイルスに感染させ、遠隔操作をして脅迫メールを送っていたのです。誤認逮捕された無実の4人のうち、Bさんを含めて2人は虚偽の自白をしてしまいました。

なぜ、Bさんは、無実なのに自白をしてしまったのでしょうか。Bさんによれば、取調べで警察官から「台所にチョコレートケーキがあった。その横にお前がいた。ケーキが無くなった。お前の口の周りにチョコレートが付いている。誰が食ったのか。俺は食ってない。今のお前は、それと同じだ」、「自分でやっていないことを証明してみる。無罪を証明してみる」などと言われたといいます。Bさんは、自分の言い分を警察に聞いてもらうこともできず、「大学に戻るのが遅くなる。実名報道されることで就職のチャンスが無くなるのではないか」と考え、早く社会復帰したいとの思いから嘘の自白をした、と述べています。

参 考

「代用監獄（代用刑事施設）」と警察拘禁期間

日本も批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の9条3項は、逮捕された被疑者が裁判官の面前に速やかに連れて行かれること（日本では、勾留質問（⇒ P.13）がこれにあたります）を求めています。裁判官の面前に連れて行かれた被疑者を勾留する場合は、警察の留置場に連れ戻すのではなく、警察以外の施設に移すべき、というのが9条3項の趣旨です。捜査を担当する警察の施設に勾留すると、それ以外の施設に勾留する場合に比べ、人権侵害のリスクが相対的に高まるからです（自由権規約委員会による一般的意見 35 号（CCPR/C/GC/35）パラグラフ 36 参照）。

しかし日本では、被疑者の勾留場所を、法務省管轄の刑事施設（拘置所など）に代えて、警察の留置場（留置施設）にすることが認められています（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 15 条 1 項）。世界的にも稀なこの「代用監獄（代用刑事施設）」制度は、国内外の批判を受けながらも存続し続けています。

他の国では、被疑者が警察に逮捕された場合、どのくらいの期間、警察の拘禁施設で拘禁されるのでしょうか？

日本：逮捕留置 72 時間＋勾留 20 日まで＝計 **23 日間**。内乱・外患・騒乱などの罪では計 28 日間。

フランス：**24 時間**。1 年以上の拘禁刑を科しうる犯罪では 24 時間延長可能（計 48 時間）。さらに一定の重大犯罪では 72 時間まで延長可能（計 96 時間）。テロ犯罪の場合は計 144 時間まで拘禁可能。（<https://www.service-public.gouv.fr/particuliers/vosdroits/F14837?lang=en> 最終アクセス：2026 年 7 月 31 日）

イギリス：**24 時間**。一定の重大犯罪では 36 時間ないし 96 時間まで拘禁可能。テロ犯罪では 14 日間まで拘禁可能。（<https://www.gov.uk/arrested-your-rights> 最終アクセス：2026 年 7 月 31 日）



ふりかえり

これまで学んだ、「基本的人権」、「国家からの自由」、「憲法の役割」、「刑事司法と人身の自由」などのことを整理しながらふりかえります。

ねらい

- ・学んだことを整理し、あらたな気づきを得るとともに、疑問点などを今後の学びにつなげる。

形態 4～5人のグループ

準備するもの ワークシート③

所要時間 20分程度

進め方

所要時間	内 容	使うもの
(1) 導入・参加の ルールの確認 【5分】	・ファシリテーターは、参加のルールを確認の上、「ここまで、『基本的人権』の背景や、憲法の役割、具体的な事例を通して『国家からの自由』、『人身の自由』について学んできました。アクティビティで学んだことをふりかえります」と伝え、キーワードを適宜案内する。	参加のルール、 ワークシート③
(2) 個人・グループ作業 【15分】	印象に残ったことや、疑問について各自で記入の上、グループで共有する。	
(3) 全体共有【10分】	・複数のグループから全体に共有する。	

【キーワード】

アクティビティ1：導入

大川原化工機事件、公権力、身体拘束、勾留、弁護士、検察官、公訴の提起（起訴）、被疑者、被告人、接見禁止、勾留の執行停止

アクティビティ2：用語と流れの整理

捜査、被疑者、逮捕状、搜索差押許可状、令状、令状主義、逮捕、送致、釈放、勾留請求、勾留の裁判、勾留、勾留期間の延長、起訴、被告人、保釈、勾留の取消し、勾留の執行停止

アクティビティ3：絵カード文合わせ

基本的人権、国家からの自由、国家への自由、国家による自由、法の支配、立憲主義、マグナ・カルタ、王権神授説、人の支配、自然権（思想）、社会契約説、近代市民革命、自由権、参政権、受益権、法の下での平等（平等原則）、社会権、私人間適用

アクティビティ4：他の事例から

人身の自由、国家権力、チェック、冤罪、PC遠隔操作誤認逮捕事件、罪刑法定主義、自白、取調べの自白依存

ワークシート③

名前（ ）

1) 初めて知ったこと、気づいたこと、印象に残ったことはなんですか？

2) 疑問に思ったこと、もっと知りたいこと、考えたいことはなんですか？

3) グループで上記について共有してみて、改めて思ったことなどを書いてみてください

参考資料

- 1) CrimeInfo ビデオライブラリー「人権という考え方—過去、現在、そして未来」(山元一氏)
<https://youtu.be/XZvjCnbj2K8?si=HePu5Xx4CWpa9ST6>



- 2) What is Magna Carta? (British Library) *全編英語
<https://youtu.be/7xo4tUMdAMw>



中世、悪名高いジョン王が統治していたイングランドの時代へと私たちを連れていき、マグナ・カルタがなぜ作られたのか、当初は限定的な機能を有するにすぎなかったマグナ・カルタが、その後の人権の発展にどのように影響を与えていったのかをわかりやすく示しています。

- 3) 日弁連パンフレット一覧
https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/publication/pamphlet.html



- 4) 被疑者ノート（取調べの記録）（第6版補訂4版）【2024年10月補訂】
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/higisha_note/jpn_202410.pdf



- 5) (動画) なぜ冤罪事件は起きるのか？村木事件を振り返る | 日弁連 |
<https://youtu.be/ZpZ5V4vrIOs?si=yiVSk4tsW6XsJ6RA>



シリーズ教材

『知らないからこそ話し合おう！ #1 裁判員裁判・死刑制度』



「諸外国の状況を含めた死刑の現状について知る」、「一般の市民がさまざまな有識者の意見を聞いたうえで議論に取り組む様子を映像で見る」、「裁判員裁判に参加した人たちの心情を知る」といった過程を通して、ワークを体験した皆さんが、「死刑」に対する自分自身の考えを身につけることを目指します。2018年発行。

編集・発行元：NPO法人 監獄人権センター、CrimeInfo
 協力：認定NPO法人 開発教育協会（DEAR）
 助成：株式会社 ラッシュジャパン「LUSH チャリティバンク助成」
 /欧州委員会（EU）
 頒価：無料
 頒布形態：PDF（ダウンロード）版、冊子版 A4判 28頁

『知らないからこそ話し合おう！ #2 「刑務所」のこと』



写真や受刑者のエピソードなどの具体的な素材を通して、刑務所と受刑者をめぐる基本的な事項を知り、刑務所のあり方、さらには刑務所・受刑者を取り巻く社会のあり方について考えて頂くことを意図したワークショップ教材。2021年発行。

編集・発行元：特定非営利活動法人 CrimeInfo
 協力：認定NPO法人 開発教育協会（DEAR）
 助成：株式会社 ラッシュジャパン「LUSH チャリティバンク助成」
 頒価：無料
 頒布形態：PDF（ダウンロード）版、冊子版 A4判 32頁



▲教材のダウンロードページはこちら
<https://www.crimeinfo.jp/kyozai/>



知らないからこそ話し合おう！ # 3 「基本的人権」のこと

発行日 2026 年 8 月 31 日

編集・発行 特定非営利活動法人 CrimelInfo

<https://crimeinfo.jp>

E-Mail : info@crimeinfo.jp

協力 認定 NPO 法人 開発教育協会（DEAR）

デザイン 風間勇助

助成 ラッシュジャパン合同会社「ラッシュジャパン チャリティバンク」

領価 無料

教材等の著作権は、CrimelInfo に帰属します。著作権法上の例外を除いて、教材等の全部または一部を無断で複製したり、転載・引用したりすることはできません。

2026 © CrimelInfo All Rights Reserved. / Printed in JAPAN

